

令和8年度

委託仕様書

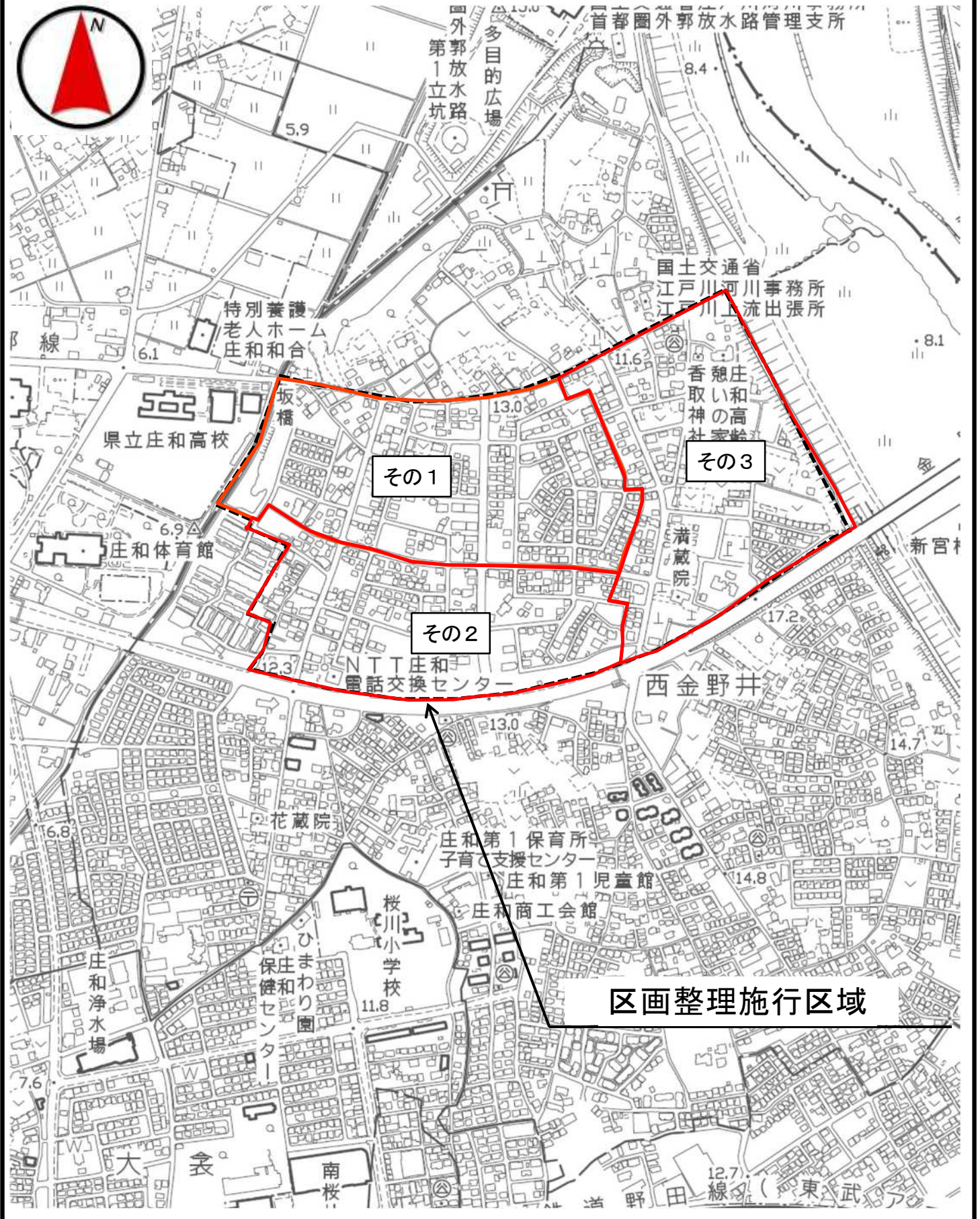
委託名	西金野井第二土地区画整理事業地内4級基準点測量業務委託 その2
委託箇所	春日部市西金野井第二土地区画整理事業地内
路河川名称	
事業名	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業
業務大要	

【西金野井第二土地区画整理事業地内】

打合せ 1 業務
4級基準点測量 71 点

変更理由							
備考							
地区	(0001) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-		
単価適用年月	(R0804) 令和08年04月						
工期	当初	自		至	令和 9年 3月 17日		
		日数					
	変更			至			
経費適用年月	令和08年04月						
設計	当初金額			変更金額			
	業務価格						
	消費税相当額						
請負	合計						
	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	-						

案内図



区画整理施行区域

委 託 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量・用地測量					式			
				1				
_ 測量業務					式			
				1				
_ _ 直接測量費 (積分)					式			
				1				
_ _ _ 基準点測量					式			
				1				
_ _ _ _ 基準点測量					式			第1号一位代価表
				1				
_ _ _ 打合せ					式			
				1				
_ _ _ _ 打合せ					式			第2号一位代価表
				1				
_ _ _ 技術管理費					式			
				1				
_ _ _ _ 成果検定費					式			第3号一位代価表
				1				
_ 諸経費					式			
				1				
業務価格 (測量・用地測量)					式			
				1				

委 託 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計					式			
				1				
_ 消費税相当額					式			
				1				
業務委託費					式			
				1				

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

基準点測量

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
4級基準点測量 市街地乙，平地，伐採なし	71	点			第1号施工表
基準点材料費 4 級	71	個			
合 計		式			

第2号一位代価表

打合せ

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
打合せ（測量業務） 中間打合せ回数 1 回	1	業務			第2号施工表
合 計		式			

第3号一位代価表

成果検定費

1.000 式 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量成果検定料 基準点測量 4級(トータルステーション)200点未満	71	点			
合 計		式			

(SD00004)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量助手		人			
機械経費	1	式			
通信運搬費等	1	式			
材料費	1	式			
精度管理費	1	式			
小計	1.000	式			
合計特殊処理(変化率による補正)	1.000	式			
合 計	1	点	当り		

条件名称
 J01 地域
 J02 地形
 J03 伐採

入力名称
 市街地乙
 平地
 伐採なし

(SD01000)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
合 計	1	業務	当り		

J01 条件名称
中間打合せ回数

入力名称
中間打合せ回数 1 回

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	4級基準点測量 市街地乙，平地，伐採なし	点		SD00004
第0002号施工表	打合せ（測量業務） 中間打合せ回数 1 回	業務		SD01000

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

西金野井第二土地区画整理事業地内4級基準点測量業務委託 その2 特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、春日部市(以下「発注者」という。)が実施する「西金野井第二土地区画整理事業地内4級基準点測量業務委託 その2」について、遵守しなければならないその仕様を定めるものとする。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては、この仕様書に基づくほか、次に掲げる法令及び規則等を遵守して作業を行うものとする。

- (1) 区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (2) 測量法(昭和24年 法律第188号)
- (3) 春日部市土地区画整理事業測量作業規程
- (4) 春日部市公共測量作業規程
- (5) 春日部市業務委託契約約款
- (6) その他関係法令・規則・通達等

(疑義)

第3条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。決定された事項は、受注者が協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

(業務概要)

第4条 本業務は、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業地内において、既知点である国家基準点及び春日部市1、2、3級基準点等(以下「既知点」という。)に基づき測角及び測距等を行い、新点である4級基準点(以下「新点」という。)の位置を定め設置するものである。

(土地の立ち入り等)

第5条 受注者は本業務遂行のため、発注者以外の者が占有する土地又は建造物へ立ち入り、若しくは立木、農作物、工作物等の伐採除去等を行い、又は土地及び工作物を一時使用する場合は、必要な手続きを行わなければならない。なお、受注者は発注者発行の土地立入証を常時携帯し、関係人の請求があった時はこれを呈示しなければならない。また、私有地に立ち入る場合は、特に言動に慎み、住民に不安、悪感情を与えないようにしなければならない。万一、第三者との間に損害が生じた場合には、全て受注者の責任において解決するものとし、その旨を速やかに発注者に報告しなければならない。

(工程管理)

第6条 受注者は、工程毎に作業進捗状況及び実施予定を報告し、発注者の了解を得たうえで次の工程に着手するものとする。

(瑕疵担保)

第7条 本業務の実施中又は完了時において、損害(第三者に及ぼした阻害を含む)が発生した場合や不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従って、受注者の責任において必要な損害賠償、訂正、補足などを行い、その結果を発注者に報告するものとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務により知り得た機密等を他人に漏らしてはならないほか、成果品の全ては発注者の所有とする。

(検査)

第9条 受注者は、本業務を完了したときは次に掲げる書類とともに成果品を納め、完了検査を受けなければならない。また、成果品に不良が認められた場合は、監督員の指示に従い速やかに補正を行うものとする。

- (1) 委託業務完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 引渡書
- (4) 成果品

(工程別作業区分)

第10条 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 選点
- (3) 測量標の設置
- (4) 観測
- (5) 計算
- (6) 品質評価
- (7) 成果等の整理

(作業計画)

第11条 隣接する工区界の基準点の接合を協議し、認定路線網図を参考に作業計画区域内の配点計画を行い、平均計画図を作成し、発注者の承認を受けるものとする。

(選点)

第12条 選点の良否は、測量の精度、作業能率等に影響するところが大きいため、周知な注意を払って十分現地踏査のうえ、行わなければならない。新点の位置は公共用地を原則とし、U字側溝などの構造物に設置することを基本とする。

- 2 立木の伐採はなるべく避け、やむない場合は所有者の了解を得て行い、これに伴う補償は受注者の責任において行うものとする。
- 3 4級基準点の新点箇所は、発注者と協議のうえ、決定することとする。

(測量標の設置)

第13条 基準点に用いる金属鋲は、別紙参考図を基本とするが、鋲先の形状等の細部については発注者の承認を受けるものとする。また、金属鋲の寸法により、設置に問題が生じる場合は、発注者の承認を得たうえで寸法を変更するものとする。

(成果等の整理)

第14条 成果品は、次のとおりとし、報告書(紙データ・電子データ)を提出する。ただし、作業方法によっては、この限りでない。

- | | | |
|------|------------|----|
| (1) | 観測手簿 | 一式 |
| (2) | 観測記簿 | 一式 |
| (3) | 計算簿 | 一式 |
| (4) | 平均図 | 一式 |
| (5) | 基準点成果表 | 一式 |
| (6) | 点の記 | 一式 |
| (7) | 基準点網図 | 一式 |
| (8) | 精度管理表 | 一式 |
| (9) | 測量標の地上写真 | 一式 |
| (10) | 基準点現況調査報告書 | 一式 |
| (11) | 成果数値データ | 一式 |
| (12) | 点検測量簿 | 一式 |
| (13) | その他の資料 | 一式 |

(業務実績データの作成・登録)

第15条 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(納入期限)

第16条 本業務における納入場所及び納入期限は以下のとおりとする。

納入場所:春日部市都市整備部まちづくり推進課西金野井第二土地区画整理事務所
納入期限:令和9年3月17日